(5)　第十規則から第二十六規則までの規定は、最小フリーボードを指定される全ての船舶に適用しなければならない。これらの要件は、最小フリーボードより大きいフリーボードを指定される船舶については、主管庁がその船舶の安全性を十分と認めることを条件として、緩和することができる。

(6)　指定された夏期フリーボードに対応する喫水が同じ船舶に対する最小夏期フリーボードに対応する喫水を超えない場合であっても、仮定するフリーボード甲板が船楼の実際の高さに少なくとも等しい距離だけ実際のフリーボード甲板より下方に位置するときは、第十二規則、第十四―一規則から第二十規則まで及び第二十三規則から第二十五規則までの規定に基づき実際のフリーボード甲板に対して適用可能な指定の条件は、船楼甲板についての要件を適用することができる。

(7)　別段の明文の規定がない限り、この附属書の規定は、二千五年一月一日以後にキールが据え付けられるか又はこれと同様の建造段階にある船舶について適用する。

(8)　二千五年一月一日前にキールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶については、主管庁は、千九百八十八年の検査及び証書に関する調和のとれた制度に関する国際会議によって採択された千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書によって修正された同条約に基づき適用される規定に適合することを確保するものとする。

(9)　決議ＭＳＣ九七（七三）によって国際海事機関の海上安全委員会が採択した二千年の高速船の安全に関する国際コード（二千年ＨＳＣコード）の要件に適合する高速船であって同コードに定めるところにより検査され、かつ、証明されたものは、この附属書の要件に適合するものとみなす。同コードに基づいて発給された証書及び許可は、この附属書に基づいて発給された証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。

第二―一規則　認定された団体の承認

条約第十三条及びこの附属書Ⅰの第一規則⑵に規定する団体（船級協会を含む。）は、国際海事機関が、決議Ａ七三九（一八）によって採択した指針及び決議Ａ七八九（一九）によって採択した仕様（この附属書の第六条の規定に従って採択され、かつ、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）を遵守する。

第三規則　この附属書で使用する用語の定義

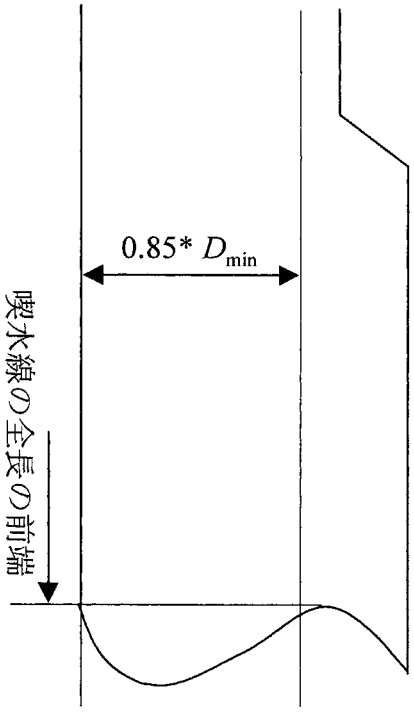
(1)　長さ

(a)　長さ（Ｌ）とは、キールの上面から測った最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線の全長の九十六パーセントの長さ又はその喫水線上における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。

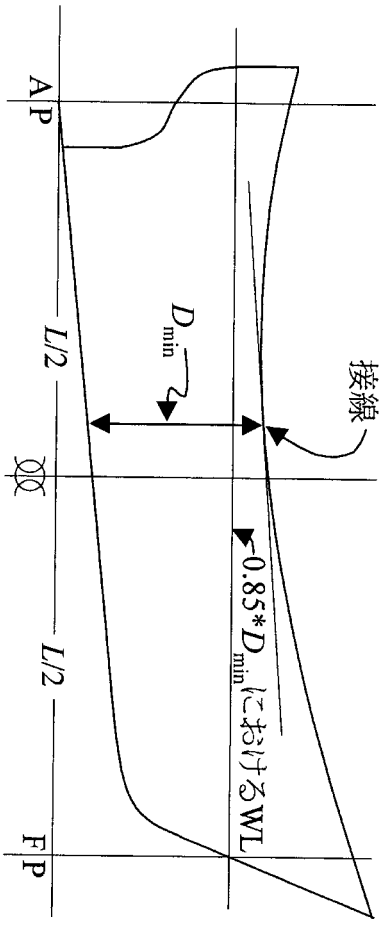
(b)　ラダー・ストックのない船舶については、長さ（Ｌ）は、最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線の九十六パーセントとする。

(c)　最小型深さの八十五パーセントの位置における喫水線から上の船首材の輪郭がくぼんでいる場合には、当該喫水線の全長の前端及び船首材の前面は、当該喫水線から上の船首材の輪郭の最後部の点を当該喫水線に垂直に投影した点とする。（第三―一図参照）

(d)　傾斜したキールを有するように設計された船舶にあっては、この長さを測るための喫水線は、フリーボード甲板の型舷弧の点に接する船舶のキール線（スケグを含む。）に平行な線を引くことによって求められる最小型深さ Dmin の八十五パーセントの位置における計画喫水線に平行なものとする。最小型深さは、接する点におけるキールの上面から船側のフリーボード甲板ビームの上面まで測った垂直距離とする。（第三―二図参照）



第三―一図



第三―二図

(2)　垂線

船首垂線及び船尾垂線とは、長さ（Ｌ）の前端及び後端における垂線をいう。船首垂線は、長さを測るための喫水線における船首材の前面と一致するものとする。

(3)　船舶の中央

船舶の中央とは、長さ（Ｌ）の中央をいう。

(4)　幅

別段の明文の規定がない限り、幅（Ｂ）とは、船舶の中央において、金属製外板を有する船舶にあってはフレームの外面から外面まで、他の材料の外板を有する船舶にあっては船体の外面から外面までを測った最大幅をいう。